



土浦商工会議所

会報つちうら

TSUCHIURA CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY NEWS

土浦局

料金別納
郵便

第三種郵便

6

No.618 2020.JUN

MEMBER'S NOW トーヨーレンタカー株式会社

社長の安達博司さん、奥様の路恵さん、こども店長りんちゃん



CONTENTS

- ② 女性会・青年部 会長挨拶
- ③ 消費喚起事業の実施を要望、令和2年度労働保険料申告・納付期限、茨城県感染症拡大防止協力金
- ④⑤ 新型コロナウイルス感染症対策で活用できる税制処置
- ⑥ 小規模事業者持続化補助金、レジ袋有料化のご協力をお願い
- ⑦ WEBセミナーのご案内
- ⑧ 中小企業事業継続応援貸付金、会費口座振替のお知らせ
- ⑨ 関東商工会議所連合会ベストアクション表彰、緊急販路開拓支援サイトBM SOSモール、土浦警察署からお知らせ
- ⑩ L O B O 調査
- ⑪ 渋沢栄一とその思想に学ぶ、労務相談室
- ⑫ MEMBER'S NOW ～トーヨーレンタカー（株）～
- 土浦催事記



土浦ツエッペリンカレー
デラックス好評発売中!!

一緒に学び、 一緒に考え、 一緒に活動 しましょう!!

会長就任あいさつ



矢口恵子会長

今期、土浦商工会議所女性会の会長を仰せつかりました矢口恵子でございます。

令和も2年目を迎え、新しい時代の風が吹き始めたこの時、コロナ

の嵐で世の中は一転して中小企業が混乱、困難な事態に巻き込まれてしまいました。世界的なコロナ騒動は当分落ち着かないと言われています。しかし、このような時こそ土浦商工会議所女性会は変化をして社会貢献していきたいと思ひ、会長を引き受けさせていただきます。私共の他に嶋田玲子、大内美幸の両副会長で新執行部を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

長い歴史を持つ当女性会は、昭和

50年に設立され平成27年に創立40周年を迎えました。私たちは、次の50周年に向けて組織の拡充・強化を目指し、活動を活性化していきたいと思ひます。

そのために、現在の活動の柱である「研修」「親睦」「PR」の3委員会に加え、会員の皆様相互の親睦を図る場として、また、意見交換や講師を招いた勉強会を行い、土浦や時事に理解を深める場として、例会を設けたいと考えております。

そこから、また新しい発想や活動が始まることを期待しています。新しい試みですので、私たちも不慣れで皆様方にご迷惑をおかけすることも多々あると存じますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次の50周年に向けて、一緒に学び、一緒に考え、一緒に活動しましょう!!



令和2年度スローガン 「RAISE TEAM POWER」 ～心をひとつに更なる高みへ～

会長就任あいさつ



江ヶ崎敦会長

平成という時代が幕を閉じ、令和という新時代が幕を開けました。

しかし昨年度の終わりに、コロナ禍が大きく影響を及ぼしています。オリンピックも延期になり、もちろん私たちの日常、自企業、地域経済もついにこの前の昨年とは全く違う光景を目の当たりにしているかと思ひます。飲食店はもとより、幅広くほぼすべての業種で先の東日本大震災を超える規模で、しかもまだ先の見通せない状況が続いておりま

す。「新たな生活様式」を求められるようになり、かつてないほどの衝撃を受けた節目となるだろう年になります。

そのような中、私達青年経済人は、目まぐるしく変化する経済情勢に対処する為に皆で知恵を出し合い、情報感度を高めつつスピード感をもって順応していかなくてはなりません。

その為に、本年度も世界情勢を視野に捉えた研修、街の活性や自企業の発展へと繋がる研鑽の場など、様々な事業を開催して参ります。

「RAISE TEAM POWER」

～心をひとつに更なる高みへ～
本年度の土浦商工会議所青年部(以下、土浦YEG)スローガンを掲げさせて頂きました。このスローガンに於ける単語の意味は、

「TEAM」―土浦YEG
「POWER」―「力」
すなわち、「土浦YEGの力を高める」になります。

そしてこのスローガンの背景には、翌年令和3年度に第39回全国会長研修会が土浦の地において開催されることと決定しており、この研修期間中に私たち土浦YEGメンバーは、日本全国より約1500余名もの青年経済人をこの土浦の地に総力を上げて、お出迎えやおもてなしをさせて頂くことになりました。

この全国会長研修会を成功へ導く為には、土浦YEGがTEAMとして一丸とならなければなりません。その為には目的を皆で共有し、連帯の意識を高めて行動することが、より強い団結力に繋がると信じております。

本年度はより多くのメンバーに年間事業に参加をして頂き、交流と研鑽の中で共に成長を讃え合い、実り多い全国会長研修会にする為の準備期間にしたい所存です。

最後になりますが、商工会議所青年部は異業種の青年経済人が集まった団体であり、多くの出会いを提供してくれる場だと考えます。活動を通して人との出会いが自身の成長になりそれが自企業の発展に繋がり、更には自企業の発展が地域の活性に繋がっていくのだと確信しています。

本年度は、そんな出会いや成長のきっかけを数多くのメンバーに提供できる活動をして参りますので、ご支援ご協力をお願い致します。

労働保険料納付期限のお知らせ

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が 令和2年8月31日まで延長されました

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方には、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

納期	第1期	第2期	第3期
口座振替利用無の場合	8月31日	11月2日	2月1日
口座振替納付日	※9月7日	11月16日	2月15日

※第1期口座振替納付日は、今後変更になる見込みのため、茨城労働局及び厚生労働省ホームページにて最新情報をご確認ください。

問合せ先

茨城労働局 TEL 029-224-6213
ハローワーク土浦 TEL 029-822-5124
土浦労働基準監督署 TEL 029-821-5127

新型コロナウイルス対策

消費喚起事業（プレミアム付商品券）の実施を要望

土浦商工会議所（会頭：中川喜久治、土浦市新治商工会（会長：矢口清、水郷つくば農業協同組合（代表理事組合長：池田正の3団体は6月5日、安藤真理子土浦市長へ、新型コロナウイルス対策消費喚起事業の実施に関する要望書を提出した。

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ市内経済の回復のため、個人消費の喚起に直接働きかける対策を講じ、一刻も早い市内の景気浮揚・経済再生の実現、市民の方々の生活支援とすべく、プレミアム付商品券事業の実施の要望を行った。



（左から）矢口会長、中川会頭、安藤市長、池田組合長

茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に協力いただいた中小企業・個人事業主の皆様に対し、協力金を支給いたします。

交付額

自己所有	10万円
賃借している対象施設が1か所	20万円（上記+10万円）
賃借している対象施設が2か所	30万円（上記+10万円）

申請受付期間

～令和2年6月30日（火）（当日消印有効）

申請書類

- ①茨城県ホームページよりダウンロードください。
- ②当所窓口で書面による配布を行っております。

申請方法

※ご提出は**郵送**にて受け付けております。

※簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

（宛先）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県休業要請・協力金対策チーム 宛

問合せ先

電話番号 029-301-5375 開設時間 9時～17時（土日祝日を含む毎日）

※お問い合わせのお電話が多く繋がりにくい場合がございます。大変申し訳ございません。

受付期間
6/30
まで

新型コロナウイルス感染症対策で活用できる税制措置

第1回 法人税・消費税・固定資産税・社会保険料などの納付が猶予されます

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、世界経済は戦後最大の危機に直面。日本経済も感染症拡大の影響により国難とも言うべき厳しい状況が続いております。

こうした状況から政府は、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として新たに総額 25 兆 6,914 億円の 2020 年度補正予算案を国会に提出。衆参両院の審議を経て、本年4月30日に国会で可決・成立しました。

本特集では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における「税制措置」(注)の重要なポイントを3回にわたり、ご紹介します。第1回は「納税猶予の特例」措置について取り上げます。(注)「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」など

ポイント1 「納税猶予の特例」の概要

「納税猶予の特例」とは、新型コロナウイルス感染症の影響で「事業等に係る収入」に相当の減少があった事業者に対して、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税の猶予が認められる特例制度です。

この特例は、法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税目の納税が猶予。また、社会保険料の納付も同様に猶予されます。ただし、印紙で納付する印紙税のほか、外国貨物を保税地域から引き取る場合の消費税や、出国する際に直接納付する方式の国際観光旅客税などについては対象となりません。

法人税や消費税などの国税を例にとって「納税猶予の特例」を解説します。

従来の制度と納税猶予特例との比較

項目	従来の制度(国税通則法第46条)	納税猶予の特例(緊急経済対策)
事由	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合	新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して、相当な収入の減少があったした場合
猶予の対象となる要件	一定期間(原則1年)において、大幅な赤字が発生して、一時の納税ができないと認められる場合	本年2月1日以降の任意の期間(1カ月以上)において、収入が相当(前年同期比概ね20%以上)減少し、一時の納税が困難と認められる場合
担保	担保の提供が可能な場合は担保の提供が必要となります。	担保は不要です。
延滞税	延滞税は通常年8.9%ですが、猶予期間中は年1.6%に軽減されます。 (注)同感染症の影響により財産に損失が生じた場合(消毒作業での在庫の毀損等)は、免除される場合もあります。	延滞税は免除されます。

ポイント2 対象者に関する要件

先生、本特例の対象者について教えてください。

- ① 法人だけでなく個人も本特例の対象になりますか？
- ② 法人について、事業規模などの制限はありますか？
- ③ 青色申告ではなく白色申告の場合でも、本特例の対象になりますか？



A子さん



キド先生

【①の回答】

「事業等に係る収入(事業所得、給与所得、不動産所得など)」があり、かつ、収入減少等の要件を満たしている個人が対象となります。

例えば、事業・不動産賃貸業を営む個人だけでなく、フリーランス(事業所得者)やパートやアルバイト(給与所得者)も収入減少等の要件を満たせば本特例の対象となります。

【②の回答】

資本金や従業員数などの会社の規模に関係なく、収入減少要件を満たせば本特例の対象となります。

【③の回答】

白色申告の場合でも、収入減少要件を満たせば本特例の対象となります。

ポイント3 収入減少に関する要件

先生、本特例の収入減少の要件について教えてください。

- ① どの程度の収入減少が要件となるのですか？
- ② 利益が黒字であっても、収入減少要件を満たせば本特例を利用できますか？
- ③ 前年の月別収入が不明の場合には、どのように判断すればよいですか？
- ④ 収入が20%減少していない場合にも、納税猶予は利用できますか？



A子さん



キド先生

【①の回答】

同感染症の影響により、本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることが要件となります。

【②の回答】

利益が黒字であっても収入減少等の要件を満たせば本特例を利用できます。ただし、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、一時に納税することが困難と認められる場合に限ります。

【③の回答】

前年の月別収入が不明の場合には、次のような方法により収入減少割合を判断することもできます。

- 年間収入を按分した額(平均収入)と比較
- 事業開始後1年を経過していない場合、本年1月までの任意の期間と比較

【④の回答】

特例の要件を満たさない場合でも、従来の納税猶予制度を利用できる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にご相談ください。(ただしこの場合、原則として年1.6%の延滞税がかかります。)

ポイント4 「納税猶予の特例」を希望する企業の相談事例

経理課長



私は旅館業（4月決算）の経理課長です。当社は前期の2018年11月から19年3月まで大規模な耐震補強工事とリニューアルに伴い事業を休業していたため、19年4月決算では法人所得は多額の欠損金が発生し、消費税は還付となりました。

そして当期（本年4月決算）においては、工事に伴う借入金の返済に加え、同感染症による休館で資金繰りが切迫しています。特に、消費税については前期還付申告のため中間納税を行っておらず、10月以降課税仕入が概ね軽減税率の8%で課税売上が標準税率の10%ですので、当決算における消費税の納税見込額は約6,000万円を想定しています。そこで、質問です。

- ① 当社は資本金8,000万円・従業員数約180名であり、中小企業基本法における「中小企業者等」に該当しませんが、納税猶予の特例は受けられますか？
- ② 収入減少割合について、本年4月はほとんど休館していたため前年同期比80%減でしたが、本年2月と3月は前年が休業期間であったため前年同期比を算出することができません。本年4月の売上だけで判断してもよろしいでしょうか？
- ③ 来期（21年4月決算）の期中における消費税の予定納税の支払も苦慮していますが、この予定納税についても納税猶予の特例を利用できるのでしょうか？

キド先生



【①の回答】

納税猶予の特例の要件を満たせば、会社の規模に関係なく利用できます。

【②の回答】

本年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、収入減少割合が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることが要件ですので、4月だけで判断しても問題ないと思います。ただし、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮する等の理由により「一時に納税することが困難と認められる場合」に適用されますので、資金繰り予定表などの資料を用意しておく必要があります。

【③の回答】

本年2月1日から21年1月31日までに納付期限が到来する所得税・法人税・消費税などが対象となっています。特に、確定申告分とは記載がありませんので、予定納税額についても猶予特例の対象になると思われますが、詳しくは国税局猶予相談センターにご相談ください。

ポイント5 申請手続きと相談窓口

①申請手続き

関係法令の施行（本年4月1日）から2カ月後、または納付期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出する必要があります。詳しくは以下の相談窓口にご相談ください。

②納税猶予に関する相談窓口

納税猶予に関する相談窓口は、税の種類や社会保険料などにより異なります。

- 法人税や源泉所得税、申告所得税、消費税などの国（税務署）へ納付する税金の猶予相談
⇒「国税局猶予相談センター」にお電話ください。
（注）国税局猶予相談センターの電話番号は国税庁ホームページをご覧ください。
- 市県民税や固定資産税及び自動車税等の地方税の猶予相談
⇒都道府県や市区町村の担当窓口へご相談ください。
- 社会保険料についての猶予相談 ⇒日本年金機構へご相談ください。

（注）具体的な詳細は政省令でご確認ください。

城所 弘明(きどころ・ひろあき) 公認会計士・税理士・行政書士 日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員

土浦商工会議所『キララ共済』についてのお知らせ

「新型コロナウイルス感染症」による万一の場合、災害保険金の支払対象となりました!!

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また、感染拡大によりご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされていらっしゃる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、当所生命共済制度『キララ共済』に関して、新型コロナウイルス感染症（※）を直接の原因として死亡された場合に災害保険金お支払い対象とさせていただくことが決定いたしました。

（※）新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。

『キララ共済』は、1口あたりの掛金800円（60歳・男性の例）で、病気死亡50万円、災害死亡250万円（新型コロナウイルス感染症も対象）を始めとして、さまざまな保障やお見舞金などが得られます。ぜひこの機会に加入・増口をご検討ください。

- 災害保険金・災害高度障害保険金の支払要件 対象期間中に「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡または高度障害状態に該当した場合。 ※医師の診断を必要とします。
- 対象期間：これまでに支払事由に該当した方についても、遡及して適用となります。
- ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。

【問い合わせ先】	〒300-0043 茨城県土浦市中央2-2-16	土浦商工会議所	TEL 029-822-0391
【共済制度引受保険会社】	〒108-8020 東京都港区白金1-17-3	アクサ生命保険株式会社	
【取扱店】	〒300-0051 茨城県土浦市真鍋1-16-11 延増第3ビル2F	アクサ生命保険株式会社 土浦営業所	TEL 029-822-3972

AXA-A1-2005-0722/801

新型コロナウイルス感染症に対応する新たな取組を支援

小規模事業者持続化補助金

小規模事業所が、**商工会議所と一体**となって経営計画を作成し、取り組む**販路開拓**に必要な**費用の2/3**又は**3/4**を補助します。

コロナ特別対応について

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応 2/3、非対面型ビジネスモデルへの転換 3/4、テレワーク環境の整備 3/4）に取り組む場合、補助上限額を100万円に引き上げします。

補助率 **2/3** **補助上限額** 〈一般型〉 **50万円** 〈コロナ特別対応型〉 **100万円**
※3/4 要件有

補助対象者 小規模事業者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

補助対象例 販路開拓に繋がる様々な取り組みにご活用できます！



申請書類一式の送付締切	第3回締切	第4回締切
〈一般型〉	2020年10月2日（金）※郵送：締切日当日消印有効	2021年2月5日（金）※郵送：締切日当日消印有効
〈コロナ特別対応型〉	2020年8月7日（金）※郵送：必着	2020年10月2日（金）※郵送：必着

詳細は、小規模事業者持続化補助金ホームページ→<https://r1.jizokukahojokin.info/>
コロナ特別対応型ホームページ→<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

●補助金申請を希望する方は商工会議所が経営計画作成をお手伝いいたします。
問合せ：商工振興課

レジ袋削減にご協力下さい ～レジ袋有料化のご協力のお願い～

海洋プラスチックごみ問題を含めた**環境問題**が深刻さを増しています。

政府では**環境問題解決**に向けて様々な**施策**を**実施**、**検討**しています。

“**レジ袋削減**”もその一環です。

できるだけ**無駄なレジ袋**を少なくし、**環境問題解決の一步**になるよう、**皆様のご協力**を賜りたく、**よろしくお願い申し上げます。**

レジ袋有料化2020年7月1日スタート

ただし、前倒しで有料化することを推奨しています。売値については各事業者様のご判断にお任せします。

経済産業省レジ袋有料化に関するHP

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html



問合せ先：経済産業省

消費者
向け



レジ袋有料化お問合せ窓口
☎0570-080180

事業者
向け



レジ袋有料化お問合せ窓口
☎0570-000930

WEBセミナーのご案内

雇用調整助成金・働き方改革・消費税のインボイス制度・民法改正などに対する準備はできていますか？

土浦商工会議所のホームページから
様々な制度改正に関する

セミナーがご覧いただけます！

映像と音声による本格的な
セミナーが受講できます。

何時でも

何処でも

何度でも

無料

ご利用にはIDとパスワードが必要です

【ID】k0093 【パスワード】 0391

土浦商工会議所

検索



セミナー実施期間:2020 年 6 月 1 日 ~ 2021 年 1 月 31 日

諸制度改正に伴う対応セミナーラインナップ

1 『軽減税率の基礎知識』 < 45 分> 講師:仲光 和之	2 『インボイス制度導入への実務対応ポイント』 < 45 分> 講師:小野 恵
3 『働き方改革関連法対応セミナー』 < 45 分> 講師:安中 繁	4 『改正民法対策セミナー』 < 45 分> 講師:加藤 美香保
5 『雇用関係助成金の活用対応セミナー』 < 45 分> 講師:安中 繁	※サイトに掲載されているセミナーにつきましては予告なく 変更する場合があります。

ステップ1

商工会議所の HP から

商工会議所のホームページより、「諸制度改正に伴う対応セミナー」のバナーにアクセスしてください。



ステップ2

ID とパスワードを入力

「諸制度改正に伴う対応セミナー」ページが表示されますので、【ログイン】ボタンをクリックしIDとパスワードを入力して下さい。

ステップ3

セミナー視聴

動画と音声による本格的なセミナーが視聴できます。
「忙しくてセミナーに参加できない」「空いている時間に少しでも勉強したい」
などご都合に合わせて何時でも・何処でも・何度でもご利用いただけます。

問合せ先：商工振興課



がんにならずに、
人生を歩むために。

アクサ生命

最新のガン治療を
しっかり保障するガン保険

アクサの
治療保障の
がん保険

マイ・セラピー

ガン治療保険(無解約払いもどし金型)

●お引受けには所定の条件があります。本商品をご検討の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」にご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

AXA-A1-1903-0525/9F7

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度/福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社

水戸支社 土浦営業所

〒300-0051 土浦市真鍋1-16-11 延増第3ビル2F

TEL 029-822-3972

中小企業事業継続応援貸付金のご案内

売上が急減し、公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかった中小企業・個人事業主に対し、県と市町村が協調して事業継続のための貸付を行います！

受付期間 令和3年 2 月 26 日まで

※ 市町村の予算措置より早く貸付決定した場合には、先に県分を貸付け

※上記により、当座の事業資金を貸付け。昨年中に創業した場合等は別途計算

貸付対象者 県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業・個人事業主で、次のいずれにも該当する者

- ① 2019 年 12 月末までに事業を開始しており、今後も継続する予定であること
- ② 2020 年 1 月から 12 月のうち、2019 年同月比で 1 か月の売上が 50%以上減少している月があること（昨年中に創業した場合は、月平均で 50% 以上減少していること）
- ③ 公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかったこと
- ④ 県税・市町村税について、原則として未納がないこと
- ⑤ 暴力団等反社会的勢力ではないこと等

保証人代表者保証（法人の場合）

※公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかったことが条件となります

問合せ先：商工振興課



口座振替のお知らせ

7月7日(火)

当商工会議所、令和2年度会費ならびに特定商工業者負担金（対象事業者のみ）について、ご指定の口座より振り替えさせていただきます。（一部金融機関は、口座振替日が異なります。）なお、会費等の請求明細または領収書が必要な方はお手数ですが、下記までご一報賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先：総務課

土浦 / 土浦市真鍋2丁目2-23
支店 / TEL.029(886)3330(代)
茨城県南大型12店舗情報ネットワーク

8

「土浦まちゼミ」がベストアクション表彰を受賞

土浦まちゼミ実行委員会（実行委員長：（有）マイノリティ 代表取締役 的場 弘幸氏）は、6月8日、第63回関東商工会議所連合会総会に於いて、2020年度ベストアクション表彰を受賞した。ベストアクション表彰とは、地域経済の振興ならびに商工会議所の発展に貢献している団体を表彰しているもので、「土浦まちゼミ」は市内の商店街のお店などが講師となり、プロならではの専門的な知識や情報、コツを無料で受講者に伝える活動を行っている。これまでに5回開催しており、毎回参加店・受講者が増加するなど、まちの賑わい創出の場として活躍している。

新型コロナウイルス感染症に関連した緊急販路開拓支援サイト BM SOS モール

「ザ・ビジネスモール」では、新型コロナウイルス関連により経済的に打撃を受けている中小企業の販路開拓支援に加え、新型コロナウイルス感染拡大防止に資する商品・サービスの円滑な流通支援のため、「BM SOS モール」を開設しています。



(1) 過剰在庫処分、販売促進支援

新型コロナウイルスの影響によるイベント中止、休校、来店客数の減少等により生じた過剰在庫を抱える企業の支援を目的に、在庫処分にお困りの企業・店舗の情報を公開します。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止関連商品・サービス情報の提供

新型コロナウイルス感染から身を守る、あるいは感染機会を減らす商品・サービスの円滑な流通を目的に、その情報を公開します。

緊急資材調達・仕入れ

新型コロナウイルスの影響を受け、資材調達に苦慮する企業を支援するため「ザ・商談モール」のシステムを利用し、広く提案を募集します。



無料で利用できます

※ザ・ビジネスモールからユーザー登録をいただければ、ご加入の団体にて内容確認後、ログインIDを発行いたします。

ユーザー登録はこちら



問合せ先 ザ・ビジネスモール事務局（大阪商工会議所内）

TEL：050-7105-6220 メール：b-mall@b-mall.ne.jp URL：https://www.b-mall.ne.jp/

サイバーセキュリティニュース

テレワークの注意点

「企業の働き方改革」や「新型コロナウイルスの感染防止対策」を進めるため、事業者では「テレワーク」が導入されています。

また、スマートフォンやクラウドサービスの普及により、個人所有の情報機器から、事業者のシステムに接続し、業務情報を扱う機会が発生しています。

考えられるリスク（危険性）と対策

- ・紛失・盗難 → 必ずパスワードを設定する（連続した文字列や数字はダメ）
データは、暗号化やウイルス対策機能を有する、パソコンまたはUSBメモリに保存する
リモートワイプ（遠隔データ消去）機能の導入・自動車内や多くの人が出入りする場所には、機器を放置しない。
- ・情報漏えい → お店やホテルのWiFiは、通信が暗号化されていない場合がある
画面の覗き見防止用の、プライバシーフィルターを使用する。
- ・不正アクセス・ウイルス感染 → ID、パスワードの使い回しは、危険・ウイルス対策ソフトは必須
OSやソフトウェアを最新の状態に保つ
組織や業務を装った偽メールに注意！・フィッシングサイトに注意！

まとめ

- ・OS、ソフトウェアのアップデート
- ・パスワードの使い回しは禁止
- ・情報漏えいリスク（危険性）を理解させる
- ・情報へのアクセス制限の見直し
- ・使用状況やログの保存、確認
- ・業務と利用者のニーズを把握し、必要な情報機器や環境を整備する
- ・機器の設定不備や脆弱性によるセキュリティリスクに注意

一般的なセキュリティ対策

被害防止
あるいは抑える対策

企業（組織）における最低限の情報セキュリティ対策のしおり+1
https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/shiori/management/01_guidebook.pdf

テレワークは格好の攻撃対象 ご注意ください！

茨城県警察サイバー攻撃特別捜査隊 029-301-0110（内線 5691）

土浦警察署からお知らせ

新型コロナウイルス特別定額給付金に関する詐欺に注意！

給付金のサギに注意！！

絶対に教えない！ 渡さない！

- 暗証番号 ●通帳 ●マイナンバー
- 口座番号 ●キャッシュカード

市区町村や総務省などが以下を行うことは
絶対にありません

- × 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- × 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- × メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン 188	お住まいの市区町村
新型コロナウイルス給付金関連 消費者ホットライン 0120-213-188	お近くの警察署 警察相談専用電話 #9110

土浦警察署 029-821-0110

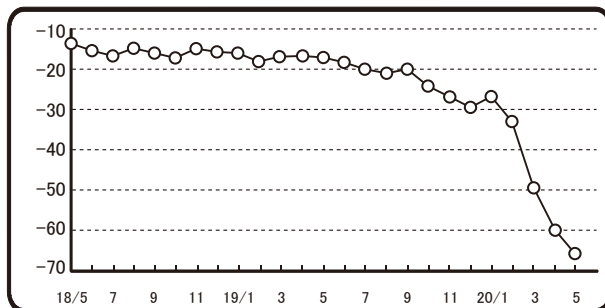
業況DIの推移(全産業・同年同月比)

業況DI(前年同月比)の推移

	2019年 12月	2020年 1月	2月	3月	4月	5月	先行き見通し 6~8月
全産業	▲29.4	▲26.8	▲32.6	▲49.0	▲60.4	▲65.8	▲69.0
建設	▲12.8	▲10.4	▲13.0	▲18.6	▲29.3	▲37.7	▲55.0
製造	▲35.8	▲31.1	▲41.5	▲51.7	▲63.2	▲69.9	▲73.2
卸売	▲31.4	▲28.9	▲37.5	▲53.1	▲66.7	▲62.9	▲68.6
小売	▲40.4	▲38.0	▲39.5	▲58.9	▲64.0	▲70.0	▲70.3
サービス	▲23.9	▲23.4	▲28.6	▲55.8	▲71.2	▲77.6	▲73.2

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDI

《業況DI(全産業・前年同月比)の推移》



※ DI値(景況判断指数)について
DI値は、売上・採算・業況などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。従って、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景気感の相対的な広がり意味する。

DI = (増加・好転などの回答割合) - (減少・悪化などの回答割合)
業況・採算: (好転) - (悪化) 売上: (増加) - (減少)

口木調査

5月集計結果

(早期景気観測)

業況DIは、新型コロナウイルスにより一段の悪化
先行きも影響長期化への懸念から厳しい見方続く

5月の業況と先行き見通し

全産業合計の業況DIは、▲65.8
(前月比▲5.4ポイント)

新型コロナウイルスの流行に伴い、消費者の外出自粛や企業の営業自粛・休業の動きが広がる中、ゴールデンウィークの観光需要消失などにより幅広い業種で売上が低迷している。加えて、固定費の負担増が資金繰りを急激に悪化させており、特にサービス業では89年4月の調査開始

以来、過去最悪の▲77.6を記録したこれまでの、2009年2月時の▲72.6。また、新型コロナウイルスの影響長期化を懸念し、設備投資や採用、新規事業の見直しに踏み切るとの声も聞かれるなど、中小企業の景況感是一段と厳しさを増している。

先行き見通しDIは、▲69.0
(今月比▲3.2ポイント)

緊急事態宣言の解除や緊急経済対

策の政策効果による消費喚起を期待する声が聞かれるものの、企業・消費者のマインド低迷やインバウンドを含む観光需要の回復遅れ、サプライチェーン・生産活動への影響長期化などへの懸念に加え、新たな生活様式の浸透に伴うビジネスモデルの変容を指摘する声も多く、先行きに對して厳しい見方が続く。

クリーン代行は おかげさまで33年

創立 昭和62年6月10日

飲酒運転は犯罪です!
あなたは、その罪一生背負い続けますか!

(株)クリーン運転総代行 クリーン運転代行センター
土浦市大岩田 1506-2

☎0120-22-7906 ☎0120-804-464

Facebook <https://www.facebook.com/cleandaikou/>

公益社団法人全国運転代行協会加盟・茨城県運転代行協会加盟

お気軽に、ご相談ください。

建設業の許可申請・経審申請

会社設立の書類作成 車庫証明・自動車登録申請

外国人の在留期間の更新・資格変更の書類作成及び申請取次

農地に関する許可申請・届出 相続関係書類の収集・作成

その他、許認可書類の作成・手続代行



行政書士 渡邊律三事務所

つくば市高見原5-2-110/TEL029-878-0171

お気軽にご相談ください

民事・商事・家事【離婚・相続】

刑事・財産管理・債務整理

礎法律事務所

土浦市大手町4番17号 TEL 029-822-0641

無料相談受付中(要予約)

(会社設立・役員変更・合併・各種法人・相続・遺言)

昭和50年開業

司法書士

行政書士

河合・矢野事務所

(旧) 司法書士河合隆事務所

<https://www.kawai-jimusho.com/>

河合矢野事務所



土浦市下高津1-19-10

電話 029(821)6447



沢沢栄一とその思想に学ぶ

「逆境をしのぐ力」

沢沢栄一という、五百近くの会社に関わったりノーベル平和賞の候補になったりと、一般的には成功者のイメージしかないかもしれない。

ならば、順風満帆な人生を送ってきたのかと言えば、彼自身は自分を「逆境の人」と考えていました。実際、こんな言葉を残しています。

「変乱の時代に生まれ合わせ、心ならずもその渦中に巻き込まれるのが不幸な者であり、真の逆境に立つというのではあるまいか。」

そうだとすれば、わたしもまた逆境のなかで生きてきた一人である。

現にわたしは、最初は尊王討幕（天皇を報じて徳川幕府を討つ）や攘夷鎖港（外国を打ち払い鎖国する）を論じて、東西を走り回っていた。しかし、後には一橋家の家来となつて幕府の臣下に加わり、その後民部公子・徳川昭武に随行してフランスに渡航したのである。ところが日本に帰つてみれば幕府はすでに亡び、世は王政に変わっていた。

この間の変化にさいして、もしかしたら自分には知恵や能力の足りないこともあったかもしれない。しかし勉強の点については、自己の力一杯にやっつつもりで不足はなかったと思う。それなのに、社会の移り変わりや政治体制の刷新に直面する

と、これをどうすることもできず、わたしは何とも逆境の人となつてしまったのである。

確かに、彼は若い頃、尊皇攘夷の志士を目指していましたが、事情があつて幕臣となり、その幕府も潰れて、気がつくやうに亡国の遺臣——まさしく人生、裏目に出続けてしまったのです。では、こんな逆境に陥つたときに、人はどうすべきなのか。

まず沢沢栄一は、その逆境が「自分が作つた逆境」なのか「人の手ではどうしようもない逆境」なのかを見分けよ、といいます。そのうえで、前者であれば、自分で逆境の原因を除いていくしかないわけですが、一方で、もし後者の「人の手ではどうしようもない逆境」であつたら——今回のコロナウィルスなど、その典型でしょう——次のことをせよ、と沢沢栄一は述べます。

「自分が社会のなかで果たすべき役割とは何なのかを考える」「自分の守備範囲を知つた上で、与えられた環境は仕方がないと考える」

要は、ムダにジタバタすることなく、出来る範囲内のことを着実にこなしていけ、ということです。

作家・

グロービス経営大学院客員教授

守屋 淳

労務相談室

Q 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する法改正があつたそうですが、どのようなものでしょうか。

A パワーハラスメント関係及びセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関係の改正が、2020年（令和2年）6月1日施行となつています。職場におけるセクシュアルハラスメントは、職場において行われる、労働者の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることです。概要については下記の通りです。

- ・事業主及び労働者の責務について
事業主の責務として、職場におけるセクシュアルハラスメントを行つてはならないこと等、ハラスメント問題に対する労働者の関心と理解を深めること、労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと、事業主自身がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うことが規定されています。
- ・労働者の責務について
ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に注意を払うこと、事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力することとされています。
- ・事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
事業主は、労働者が職場でのセクシュアルハラスメントについて相談を行ったことや雇用管理上の措置に

協力して事実を述べたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止されます。

職場における様々なハラスメントは、労働者が能力を十分に発揮することの妨げになり、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとつても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じ、貴重な人材の損失につながるなど、企業の社会的評価にも悪影響を与える問題です。事業所として、これまでも職場におけるセクシュアルハラスメント等の防止措置を講じてきた経験がある場合が多いと思いますが、今後も必要な措置を講じていく中で、上司・同僚・部下をはじめ取引先等の関係者をお互いに尊重することで、ハラスメントのない職場にしていけることが求められます。

土浦商工会議所情報発信ツール!!

会員掲示板利用者募集中

当所では、会員の皆様が発信できるネット掲示板を開設しています。
新商品・サービスの紹介（飲食業の宅配サービス）や在庫の提供・割引、受注企業の募集など、消費者や企業間取引の円滑な情報発信ツールとしてご利用いただけます。

掲示板への登録	会員掲示板	掲示板の閲覧
会員登録	一緒に働く仲間募集 商品サービスの紹介 受注企業の募集 等	一般企業お客様

問合せ・商談面談 等

申込みは、お電話、当所ホームページアイコン

※掲示板利用に関して、利用者もしくは第三者が被った被害について土浦商工会議所は一切責任を負いません。
問合せ先：総務課

資格の取得が、仕事の幅を広げます。

コマツ教習所 板木センタ

板木県小山市横倉新田 295-1
TEL 0285-28-8300

技能講習
■車両系建設機械
■小型移動式クレーン
■フォークリフト
■玉掛け

これらの間にも多くの資格取得をバックアップ!!

コマツ教習所 板木センタ

TSUCHIURA PRINT WORKS

土浦プリントワークス株式会社
〒300-0812 土浦市下高津3丁目6-7-102
tel.029-823-4443(代)
fax.029-823-6663
E-mail: tp-works01@oboe.ocn.ne.jp

MEMBERS NOW 会員紹介

トヨレンタカー(株)

住所 土浦市真鍋5-16-34
電話番号 029-828-1666
営業時間 午前9時30分～午後5時30分 (営業時間短縮にて営業)
休業日 日曜日、GW、お盆、年末年始

当社は、平成21年9月創業し、昨年で10周年を迎えました。新車リース販売、レンタカー、車内除菌抗菌消臭やチャイルドシートクリーニング等の車内クリーニングを取り扱っています。当社の特徴としては、家族で営んでおりますので、アットホームでお客様に寄り添った経営を心掛けています。

様々な研修を通し、コーチングスキルが身に付いていますので、お客様の困りごとに最適なご提案をご提供いたします。まだ、巡り合っていない当社に相談して良かったと納得していただけたお客様に誠実に向き合います。悩みを解決するお手伝いをいたします。どうぞ、安心してご相談していただけたら素直に嬉しいです。現在、新型コロナウイルス対策とし



て「銀イオンを活用した除菌抗菌消臭サービス【先着100台無料】」を実施しております。『チャレンジ100』と題し、「コロナに負けない」元氣や活力の一助になっていただければと取り組んでいます。是非、お気軽にご連絡お待ちしております。

チャレンジ100
先着100台無料
要予約
除菌・消毒対策
花粉対策
花粉対策
防カビ対策
ウイルス対策
銀イオンの力でウイルスを防ぐ!!
気になる場所にスプレーするだけ!

諸費用全てコミコミ!
月額定額制
スーパー乗るだけセット
はこちら→



当社の
ツイッターは
←こちら



MEMBER'S NOW! 掲載事業所募集 ~あなたの企業、店舗・技術の情報を掲載してみませんか~

事業案内、人物紹介、新製品や商品紹介etc...会員企業の情報を当所職員が取材の上、無料で掲載させていただきます。お気軽にお電話ください(総務課822-0391まで)。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業の皆さまへ

新型コロナウイルスに関する経営相談のご案内

当所では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業の皆さまからの経営に関するご相談を受け付けております。また、中小企業庁、経済産業省等から様々な支援策が発表されていますのでお気軽にご相談ください。

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

当所中小企業相談所 TEL029-822-0391 FAX029-822-8844 平日 午前9時から午後5時15分

※休日の場合は、当所ホームページの相談窓口又はFAXからご相談内容をお送りいただき、後日担当者よりご連絡いたします。

ホームページ相談窓口からメールでのご相談、お問い合わせはこちらから

<https://www.tcci.jp/> ● 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口</p>
</div>

土浦催事記

(6月中旬～7月中旬)

天童「さくらんぼ応援セール」

6月27日(土) 午前10時～午後3時まで
会場:土浦まちかど蔵「野村」、小町の館

問合せ先:(一社)土浦市観光協会 029-824-2810

6

発行・発行人/土浦商工会議所
〒300-0043 茨城県土浦市中央2-2-16 電話/029-822-0391 FAX/029-822-8844
ホームページ/https://www.tcci.jp メールアドレス/info@tcci.jp ■定価...1部50円(昭和51年7月10日第三種郵便物認可)